

令和5年度

国民健康保険事業特別会計

予算説明資料（案）

京都府京丹後市

令和5年度 京丹後市国民健康保険事業特別会計 予算説明資料

◇◇ はじめに ◇◇

国民健康保険制度は、被用者保険の適用者以外の人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡等に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与しています。制度的に年齢構成が高いため、被用者保険に比べて所得水準が低く、医療費水準は高くなっています。こうした構造的課題に対し、安定した財政運営や効率的な事業運営の確保など制度の安定化を図るため、平成30年度から、都道府県が国保運営の中心的な役割を担っています。この国保制度改革により、都道府県は各市町村の医療費水準や所得水準に応じて算定した納付金を決定し、市町村は保険税を賦課徴収し納付金を納めることとなりました。また、保険給付等に必要な費用については、都道府県から保険給付費等交付金として市町村に交付される仕組みとなっています。

令和5年度予算は、京都府への納付金が約15億4,700万円となり、前年度と比較すると約5,400万円の減額となりました。これは、1人当たりの医療費はさらに増えるものの被保険者の減少により京都府全体では保険給付費が減少する想定のため、市町村の納付金額も下がることになったものです。本市におきましても今後、被保険者数は減少するものの、医療の高度化等により1人当たりの医療費の伸びが想定されるなかで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの移行に伴う影響を見極めつつ、国や府、他の保険者の動きにも注視しながら、納付金を納めるために必要な保険税率・税額の検討及び交付金等の獲得に努め、引き続き、京丹後市国民健康保険事業の安定的な財政運営に努めていきます。

◇◇ 京丹後市国保 被保険者の状況 ◇◇

下表のとおり、京丹後市国保の被保険者は年々、減少傾向にあります。令和5年度は京都府が推計した数値を掲載しています。

区 分	5年度 (見込み)	4年度 (12月末)	3年度	2年度	元年度
世帯数(世帯)	7,350	7,686	8,128	8,191	8,347
一般被保険者(人)	11,610	12,113	13,128	13,436	13,864
退職被保険者(人)	0	0	0	0	19
(再掲)介護2号分	(3,745)	(3,791)	(4,074)	(4,302)	(4,584)
被保険者合計	11,610	12,113	13,128	13,436	13,883

※ 各年度年間平均の数値です。(令和3年度以前は年度平均実績)

※ 令和2年度からは退職被保険者制度の経過措置期間満了に伴い、退職被保険者数はゼロとなります。

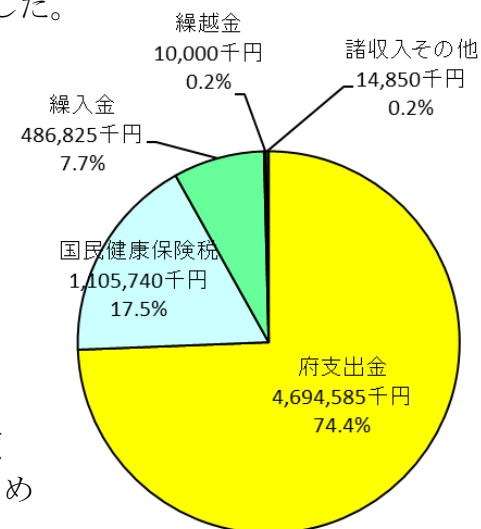
◇◇ 京丹後市国保 予算の概要 ◇◇

令和5年度京丹後市国民健康保険事業特別会計の予算は、被保険者数の減少により保険給付費の減少が見込まれ、京都府への納付金についても減少することから、前年度比1億8,600円減額の総額63億1,200万円としました。

歳入では、府支出金が74.4%、税率・税額を据え置いた国民健康保険税は17.5%を占め、この2項目で総額の91.9%を占めています。

京都府から保険給付に応じて交付される普通交付金、病院事業や経営努力など特別事情に交付される特別交付金を合わせた府支出金は46億9,458万5千円で、前年度比1億3,307万3千円の減額、国民健康保険税は11億574万円、前年度比5,171万円の減額としています。

繰入金は、国が示す一般会計繰出基準及び厚生労働省からの予算編成通知に基づき、繰入額の算定を行い、歳入確保に努めています。繰越金については、令和4年度の剰余金が不明なため最低限の総額調整予算としています。



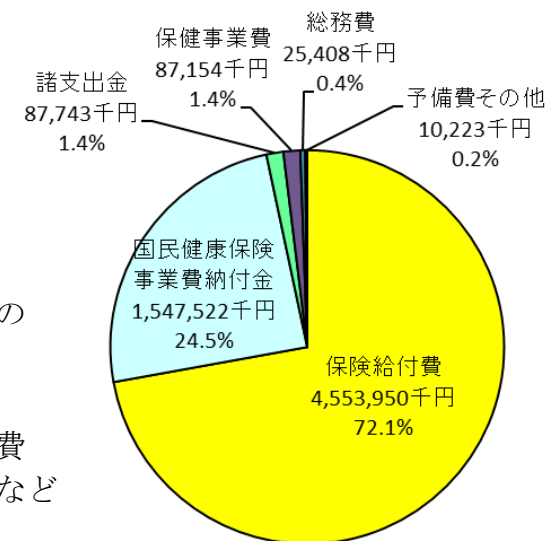
【歳入の内訳】

歳出では、保険給付費を1人当たりの医療費の伸びと京都府が推計した被保険者数から算定し、総額の72.1%を占める45億5,395万円としています。

京都府に納める国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、京都府から提示された15億4,752万2千円を計上しています。

諸支出金では、国保税の還付金や還付加算金、病院事業会計や国保直営診療所特別会計への運営補助等に係る繰出金を計上しています。

保健事業では、特定健康診査・特定保健指導・人間ドック・脳ドック等の実施に必要な経費とともに、レセプト点検などの医療費適正化経費、また、医療費通知や後発医薬品差額通知などを実施する費用を見込んでいます。



【歳出の内訳】

◇◇ 京丹後市国保 歳入の状況 ◇◇

【歳入】

(単位：千円)

区 分	5年度予算額	構成比	4年度予算額	構成比	比較(5-4)	増減率
01 国民健康保険税	1,105,740	17.5%	1,157,450	17.8%	△ 51,710	△ 4.5%
02 使用料及び手数料	509	0.0%	509	0.0%	0	0%
04 府支出金	4,694,585	74.4%	4,827,658	74.3%	△ 133,073	△ 2.8%
05 財産収入	11	0.0%	2	0.0%	9	450.0%
06 繰入金	486,825	7.7%	400,375	6.2%	86,450	21.6%
07 繰越金	10,000	0.2%	97,000	1.5%	△ 87,000	△ 89.7%
08 諸収入	14,330	0.2%	15,006	0.2%	△ 676	△ 4.5%
歳入合計	6,312,000	100%	6,498,000	100%	△ 186,000	△ 2.9%

01 国民健康保険税 【本年度予算額 1,105,740 千円/前年度比 51,710 千円減】

01 国民健康保険税 1,105,740 千円

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分からなり、それぞれ下記のとおり見込んでいます。

令和5年度は前年度と同じ保険税率・税額で算定しています。税込総額は被保険者数の減少により、前年度比 5,171 万円の減収としています。(現年課税分 92,652 円/人)

国民健康保険税予算額

(単位：千円)

目	節	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)	増減率
01 一般被保険者 国民健康保険税	01 医療給付費分現年課税分	729,940	761,753	△ 31,813	△ 4.2%
	02 後期高齢者支援金分現年課税分	241,094	250,015	△ 8,921	△ 3.6%
	03 介護納付金分現年課税分	104,657	110,372	△ 5,715	△ 5.2%
	04 医療給付費分滞納繰越分	20,059	23,536	△ 3,477	△ 14.8%
	05 後期高齢者支援金分滞納繰越分	6,454	7,468	△ 1,014	△ 13.6%
	06 介護納付金分滞納繰越分	3,527	4,181	△ 654	△ 15.6%

02 退職保険者 国民健康保険税	04 医療給付費分滞納繰越分	6	88	△ 82	△ 93.2%
	05 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1	16	△ 15	△ 93.8%
	06 介護納付金分滞納繰越分	2	21	△ 19	△ 90.5%
合 計		1, 105, 740	1, 157, 450	△ 51, 710	△ 4.5%

※退職被保険者制度の経過措置期間満了に伴い令和2年度から現年課税分は消滅していますが、滞納繰越分は継続します。

02 使用料及び手数料 【本年度予算額 509 千円/前年度比 0 千円】

国民健康保険税の収納に係る督促手数料を計上しています。

04 府支出金 【本年度予算額 4, 694, 585 千円/前年度比 133, 073 千円減】

01 普通交付金 4, 515, 876 千円

市町村が支払う保険給付費に応じて、都道府県が費用の全額を国費や市町村からの納付金などにより補てんする交付金です。

02 特別交付金 178, 709 千円

特別交付金は保険者の医療費適正化等の取り組みや、その成果に応じて交付される保険者努力支援分や特別事情による財政負担の増加等に対して交付される特別調整交付金分、京都府の事業評価分として交付される都道府県繰入金、市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される特定健康診査等負担金で構成されています。

- 保険者努力支援分 26, 877 千円
- 保険者努力支援事業費連動分 4, 955 千円
- 特別調整交付金分 82, 763 千円
- 都道府県繰入金 47, 788 千円
- 特定健康診査等負担金 16, 326 千円

05 財産収入 【本年度予算額 11 千円/前年度比 9 千円増】

国民健康保険事業基金等の利子収入を計上しています。

国民健康保険事業基金残高 4 億 9, 836 万円 (令和4年度 4 億 9, 300 万円積立)

06 繰入金 【本年度予算額 486,825 千円/前年度比 86,450 千円増】

01 他会計繰入金 416,825 千円

01,02 保険基盤安定繰入金 281,531 千円

保険基盤安定制度は、国民健康保険の加入者に高齢者や低所得者が多く保険税の負担能力が低い一方、医療費水準が高いなどの構造的課題を抱えていることから、公費による支援が行われるものです。

低所得者に対する保険税軽減相当額を補填する保険税軽減分と、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を補填する保険者支援分があり、いずれも一般会計から国保会計へ繰り入れるものです。

01 保険税軽減分 178,212 千円

(負担割合：都道府県 3/4、市町村 1/4)

02 保険者支援分 103,319 千円

(負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

03 未就学児均等割保険税繰入金 2,616 千円

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額の2分の1が軽減されます。軽減分を一般会計から繰り入れるものです。(負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

04 出産育児一時金繰入金 10,667 千円

出産育児一時金は、1子488,000円に産科医療補償制度加入分の12,000円を加算した500,000円を支給します。国の地方財政計画において、出産育児一時金の3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れる制度となっており、令和5年度は32人分の出産育児一時金を見込んでいます。(令和5年3月31日までの出産は408,000円+12,000円=420,000円支給)

○ $500,000 \text{円} \times 32 \text{人} \times 2/3 = 10,667 \text{千円}$

05 財政安定化支援事業繰入金 56,421 千円

「低所得者が多い」「高齢者が多い」など、保険者の責めに帰することができない特別な事情に対して、一般会計から繰り入れるものです。

06 その他一般会計繰入金 65,590 千円

総務省の繰出基準において、繰出対象経費は国民健康保険の事務の執行に要する経費とされており、総務費全般や国保連合

会への審査支払手数料など事務費を対象に繰り入れを行うものです。

○国民健康保険事務費分 34,775 千円

厚生労働省通知「予算編成に当たっての留意事項」において、『地方単独事業として現物給付により一部負担金の割合を減じる措置を実施している市町村にあつて、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたい』との通知に基づき繰り入れを行うものです。

○国民健康保険事業特別会計支援分 30,815 千円
(地方単独事業による療養給付費等負担金減額措置分の繰入)

02 基金繰入金 70,000 千円

国民健康保険事業基金より財源を補うため繰り入れを行うものです。

07 繰越金 【本年度予算額 10,000 千円/前年度比 87,000 千円減】

令和4年度からの繰越金です。

08 諸収入 【本年度予算額 14,330 千円/前年度比 676 千円減】

01 延滞金加算金及び過料 9,703 千円

国民健康保険税の収納に係る延滞金を計上しています。

02 市預金利子 1 千円

03 雑入 4,626 千円

一般被保険者第三者納付金、返納金などの収入を計上しています。

◇◇ 京丹後市国保 歳出の状況 ◇◇

【歳出】

(単位：千円)

区 分	5年度予算額	構成比	4年度予算額	構成比	比較(5-4)	増減率
01 総務費	25,408	0.4%	22,360	0.3%	3,048	13.6%
02 保険給付費	4,553,950	72.1%	4,695,009	72.2%	△141,059	△3.0%
03 国民健康保険事業費納付金	1,547,522	24.5%	1,602,178	24.7%	△54,656	△3.4%
04 共同事業拠出金	2	0.0%	2	0.0%	0	0.0%
06 保健事業費	87,154	1.4%	79,595	1.2%	7,559	9.5%
07 基金積立金	11	0.0%	2	0.0%	9	450.0%
08 公債費	200	0.0%	300	0.0%	△100	△33.3%
09 諸支出金	87,743	1.4%	87,995	1.4%	△252	△0.3%
10 予備費	10,010	0.2%	10,559	0.2%	△549	△5.2%
歳出合計	6,312,000	100%	6,498,000	100%	△186,000	△2.9%

01 総務費 【本年度予算 25,408 千円/前年度比 3,048 千円増】

総務費は、国民健康保険事業を運営するために必要な一般事務費（総務管理費・徴税费・運営協議会費）を計上しています。

01 総務管理費

01 一般管理費 21,095 千円

国保連合会への各種事務処理手数料や負担金、令和6年4月1日の被保険者証の更新経費、コクホライン等各種システム保守料など、国民健康保険事業を適切に運営するうえで必要な事務費を計上しています。

02 趣旨普及費 246 千円

国保制度パンフレット、後発医薬品（ジェネリック）希望シール、臓器移植意思表示欄保護シールなどを作成し、各種制度の普及・啓発を推進します。

03 連合会負担金 928 千円

被保険者数に応じた国保連合会への負担金を計上しています。

02 徴税費

01 賦課徴収費 2,789 千円

納税通知書の印刷経費や郵送代などを計上しています。

03 運営協議会費

01 運営協議会費 350 千円

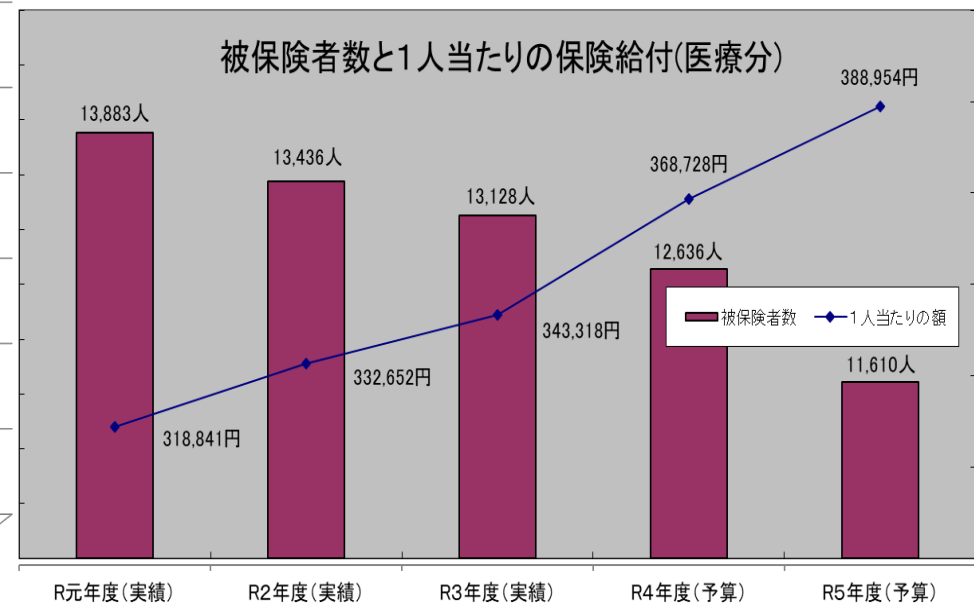
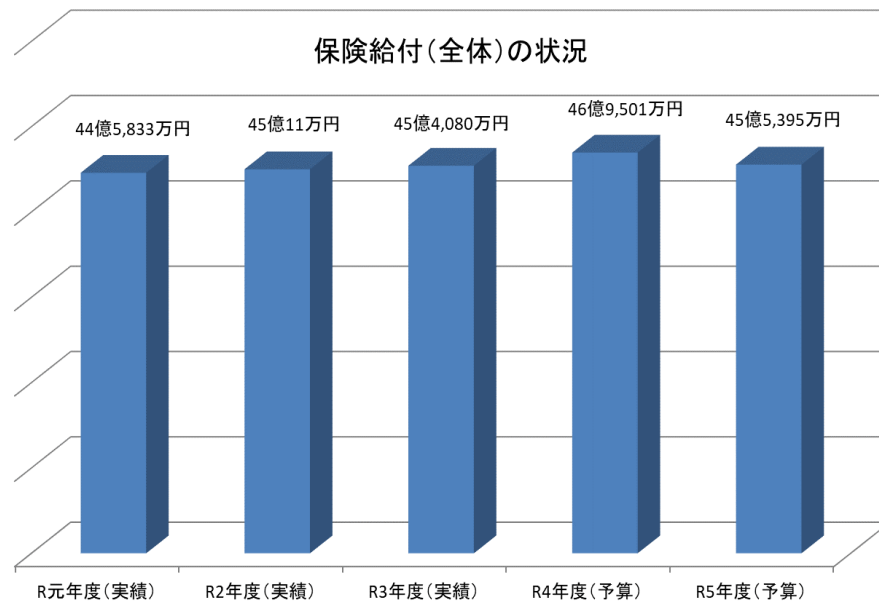
京丹後市国民健康保険運営協議会を実施するために、委員の報酬や費用弁償、会議の消耗品や郵送代などを計上しています。

02 保険給付費 【本年度予算額 4,553,950 千円/前年度比 141,059 千円減】

令和5年度の保険給付費は、令和2年度、3年度の実績及び令和4年9月診療分までの実績を参考に積算を行っています。

国保制度の都道府県広域化に伴い、京都府へ納付金を納めることにより、必要な保険給付費と同額が普通交付金として交付されるため、安定した財政運営を行うことができるようになりました。

保険給付（全体）の状況は、下のグラフのとおり令和5年度については減少を見込んでいます。国保の被保険者数は、年々減少傾向にあります。保険給付費全体の総額は45億5,395万円、前年度比で1億4,106万円の減額となり、1人当たりの保険給付費は、約38万9千円を見込んでいます。



項目別の保険給付費の予算額は次のとおりです。

(単位：千円)

項	目	5年度予算額	4年度予算額	比較(5-4)	増減比
01 療養諸費	01 一般被保険者療養給付費	3,847,253	3,973,669	△ 126,416	△ 3.2%
	02 退職被保険者等療養給付費	250	500	△ 250	△ 50.0%
	03 一般被保険者療養費	29,316	33,527	△ 4,211	△ 12.6%
	04 退職被保険者等療養費	50	100	△ 50	△ 50.0%
	05 審査支払手数料	9,069	8,034	1,035	12.9%
02 高額療養費	01 一般被保険者高額療養費	638,632	651,134	△ 12,502	△ 1.9%
	02 退職被保険者等高額療養費	50	100	△ 50	△ 50.0%
	03 一般被保険者高額介護合算療養費	200	200	0	0.0%
	04 退職被保険者等高額介護合算療養費	5	10	△ 5	△ 50.0%
03 移送費	01 一般被保険者移送費	100	100	0	0.0%
	02 退職被保険者等移送費	20	40	△ 20	△ 50.0%
04 出産育児諸費	01 出産育児一時金	16,008	15,128	880	5.8%
05 葬祭諸費	01 葬祭費	4,200	4,800	△ 600	△ 12.5%
06 精神・結核医療付加金	01 精神・結核医療付加金	8,497	7,367	1,130	15.3%
07 傷病手当金	01 傷病手当金	300	300	0	0.0%
保険給付費合計		4,553,950	4,695,009	△ 141,059	△ 3.0%

主な1人当たりの保険給付費の見込額は、次のとおりです。

◇療養給付費 331,396円 ◇療養費(補装具等) 2,529円 ◇高額療養費 55,029円 保険給付費合計 388,954円

※1人当たりの保険給付費は、当初予算額ベース(令和5年度:被保険者年間平均人数11,610人)

出産育児一時金は1子につき500,000円で32件、葬祭費は1人につき50,000円で84件を見込んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患等により働けなくなった場合に支給する傷病手当金300,000円を計上しています。

03 国民健康保険事業費納付金 【本年度予算額 1,547,522 千円/前年度比 54,656 千円減】

平成 30 年度からの国保都道府県広域化に伴い、財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移管され、都道府県は市町村への保険給付費等交付金に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することが国民健康保険法に規定されました。

京都府は各市町村の医療費水準や所得水準に応じて算定した納付金を提示し、市は納付金を納めるために国民健康保険税を賦課徴収します。

- 医療給付費分納付金 995,830 千円
(国保の保険給付費分)
- 後期高齢者支援金分納付金 395,178 千円
(後期高齢者医療制度への支援金分)
- 介護納付金分納付金 156,514 千円
(介護保険への納付金分)

04 共同事業拠出金 【本年度予算額 2 千円/前年度比 0 千円】

国保都道府県広域化に伴い、高額医療費共同事業拠出金制度は廃止されましたが、残った退職者医療共同事業分に係る事務費拠出金です。

- その他共同事業事務費拠出金 2 千円

06 保健事業費 【本年度予算額 87,154 千円/前年度比 7,559 千円増】

01 保健事業費

- (1) 保健衛生普及費 17,010 千円

医療費通知及び後発医薬品差額通知や医療費適正化事業に取り組みます。

- 医療費通知事業 3,851 千円

医療費通知により受診状況とかかった医療費をお知らせすることで、被保険者自身の健康づくりや医療に対する関心を高めていただく取り組みです。また、後発医薬品（ジェネリック）差額通知を実施し、普及推進に取り組みます。

- 医療費適正化事業 13,159 千円

診療報酬明細書（レセプト）の点検を実施し、医療費の適正化を図ります。また、詳細な医療費分析にも取り組みます。令和 5 年度は第 3 期データヘルス計画（計画期間：令和 6 年度から 6 か年）を策定いたします。

- (2) 疾病予防費 2,672 千円
エイズ予防啓発、前立腺がん検診を実施し、疾病予防に取り組みます。

02 特定健康診査等事業費

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられています。

- (1) 特定健康診査事業 42,255 千円
特定健康診査は、衛生部門のがん検診と一体的に、「総合検診」として実施します。特定健診の受診率向上を図るため、補助事業を活用した未受診者への受診勧奨にも取り組みます。
- (2) 特定保健指導事業 1,457 千円
特定健診の結果から「動機付け支援」「積極的支援」の対象者を選定して、市の保健師・管理栄養士による特定保健指導を実施します。さらに、生活習慣病の受診中断者やハイリスク者へアプローチを行い、重症化を防ぐための取り組みを強化していきます。
- (3) 短期総合機能検査事業 23,760 千円
「人間ドック」、「節目ドック」、「脳ドック」を引き続き実施するとともに、久美浜病院、丹後ふるさと病院ではオプションとして「歯科健診」を実施しています。検査結果については、特定健康診査事業にも活用していきます。

07 基金積立金 【本年度予算額 11 千円/前年度比 9 千円増】

国民健康保険事業基金等から生じる利息収入を、各基金に積み立てます。

- 国民健康保険事業基金積立金 10 千円
- 国民健康保険高額療養費貸付基金積立金 1 千円

08 公債費 【本年度予算額 200 千円/前年度比 100 千円減】

一時借入れを行った場合の利子相当額を計上しています。

09 諸支出金 【本年度予算額 87,743 千円/前年度比 252 千円減】

01 償還金及び還付加算金 9,780 千円
国民健康保険税を還付する必要がある場合の、還付金等を計上しています。

02 繰出金 77,963 千円
市立病院及び直営診療所に対する特別調整交付金について、それぞれの病院及び直営診療所へ繰り出します。

○病院事業会計繰出金

弥栄病院の救急患者受入体制支援事業ほか 10,981 千円
久美浜病院の救急患者受入体制支援事業ほか 48,400 千円

○直営診療所事業特別会計繰出金

五十河診療所の運営費補助 858 千円
間人診療所の運営費補助 7,536 千円
宇川診療所の運営費補助 8,049 千円
野間診療所の運営費補助 1,398 千円
佐濃診療所の運営費補助 741 千円

10 予備費 【本年度予算額 10,010 千円/前年度比 549 千円減】